

つどい、つながる文化の会議企画運営等業務委託
プロポーザル公告について

つどい、つながる文化の会議企画運営等業務委託の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和 6 年 9 月 4 日
茨木市長 福岡 洋一



1 業務概要

(1) 業務名

つどい、つながる文化の会議企画運営等業務

(2) 業務の目的

文化振興ビジョン（第2期）を推進すべく、多様な主体が分野を超えてつながる「つどい、つながる文化の会議」の企画・運営等を円滑に行うため。

(3) 業務内容

- ア 文化の会議の企画、参加者の募集・周知
- イ 文化の会議の運営
- ウ 文化芸術団体等への視察
- エ 文化的コモンズ形成事業（仮）の運営支援
- オ 活動実績報告の作成

(4) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 当該業務の予算額等

3, 300, 000円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登載されているものについてはこの限りでない。
- (2) 本市または他市町村で、本業務と同様の文化芸術に係る会議体等の総合的な企画・運営業務、または、本業務と同様の文化芸術に係るワークショップや関連企画の運営業務を実施していること。

- (3) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（令和21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（令和21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（令和25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

4 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、電話番号、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで文化振興課宛送信すること。

提出期限：令和6年9月10日（火）午後3時まで（必着）

提出先：茨木市市民文化部文化振興課

E-mail：bunka_s@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けません。件名に【つどい、つながる文化の会議企画運営等業務に係る質問】と記載すること。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：令和6年9月11日（水）午前10時から

掲載場所：本市HP 文化振興課のページ

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/bunka/menu/tsudoi-tsunagaru_bunkanokaigi/65347.html

5 参加申込及び資格審査

- (1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

① 業務実績調書（様式3号）

② 業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市市民文化部文化振興課（茨木市役所南館8階）

ウ 提出期限：令和6年9月12日（木）午後3時まで

エ 提出方法：持参もしくは郵送（提出期限日までに必着）

- (2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式5号）により9月17日（火）までに参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに文化振興課へ提出すること。

6 問い合わせ先

茨木市市民文化部文化振興課 担当 能勢、秋本

TEL：072-620-1810（直通）

FAX：072-622-7202

E-mail：bunka_s@city.ibaraki.lg.jp